

**一般財団法人日本食生活文化財団
会員規程**

第1条

(目的)

この規程は、一般財団法人日本食生活文化財団(以下「財団」という)の定款第26条に基づき、この法人の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

(入会基準及び手続)

財団の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は法人は理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
2 正会員及び賛助会員の区分に応じた入会基準は、次のとおりとする。

会員の種類	会員の区分	入会基準
正会員	個人	財団の趣旨に賛同する個人で、 食産業及び関連する産業を 生業とする個人及び従事する個人
	法人	財団の趣旨に賛同する法人又は団体で、 食産業及び関連する産業を 生業とする法人又は団体
賛助会員	個人	正会員に該当しない個人で、 財団の設立趣旨並びに事業活動に 賛同する個人
	法人	正会員に該当しない法人又は団体で、 財団の設立趣旨並びに事業活動に 賛同する法人又は団体

第3条

(入会)

財団の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、
理事会において定める入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。
理事長はその個人又は法人が永年にわたり日本の食文化の発展に寄与し、
当財団の発展に資すると認められた場合に承認することとする。

第4条

(会費)

会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、
理事会の決議を経て別に定める会費規程による。

第5条

(会員の特典)

会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 日本食生活文化賞授賞候補者並びに日本食生活文化奨励賞授賞候補者の推薦をすることができる。
- (2) 財団が主催する各種事業に会員料金で参加することができる。
- (3) その他財団が会員のために設定する各種特典を受けることができる。

第6条

(退会事由及び手続)

会員は、次に該当する場合は退会とする。

- (1) 会員から別表2に記載の事項を主たる内容とする書面による退会の申出があったとき。
 - (2) 個人である会員が死亡し、又は法人である会員が破産、もしくは解散、
又はそれに類する状態になったときは、退会したものとみなす。
 - (3) 正当な理由がなく会費を滞納したときは会員の特典の提供が停止
されることがある。又、2年以上滞納したときは退会したものとみなす。
- 2 前項の規定により退会した会員の既納の会費は返還しない。
3 会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用する
ことはできないものとする。

第7条

(除名)

会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をし、この法人の名誉を傷
つけるなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- 2 前項の規定により、理事会が会員を除名しようとするときは、
当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第8条

(再入会)

前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、
改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めるところとする。

- 2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を
決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある

場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。
また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、
再入会を認めないこととする。

- 第9条 (会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)
- 入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項(別表1)に変更があった場合は、
当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。
 - 3 第6条及び第7条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
 - 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の
可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

- 第10条 (改廃)
この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

- 附 則
- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
 - 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて
準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
 - 3 反社会的勢力との一切の関係遮断
反社会的勢力であると完全に判明した段階のみならず、反社会的勢力
であるとの疑いを生じた段階においても、関係遮断を図る。
 - 4 この規程は平成25年11月1日に発効した。
 - 5 この規程は平成27年10月1日の理事会において改訂・承認された。

- (別表1) 入会申込書に記載する事項 (正会員 及び賛助会員)
- 1 個人会員
- (1)入会に際しての誓約
 - (2)氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス
 - (3)勤務先名、所属部署、役職名、勤務先住所、電話・FAX・メールアドレス
 - (4)会費請求書及び資料等の送付先
 - (5)個人情報公開についての同意・不同意の確認
 - (6)入会を希望する日
 - (7)会員の種類
 - (8)会費の加入口数・金額
 - (9)その他入会に際して必要な事項
- 2 法人会員
- (1)入会に際しての誓約
 - (2)法人名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス
 - (3)代表者(氏名、役職名)
 - (4)指定代表者(氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス)
 - (5)事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス)
 - (6)会費請求書及び資料等の送付先
 - (7)入会を希望する日
 - (8)会員の種類
 - (9)会費の加入口数・金額
 - (10)その他入会に際して必要な事項

- (別表2) 退会届に記載する事項 (正会員及び賛助会員)
- 1 個人会員
- (1)氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス
 - (2)勤務先名、所属部署、役職名、勤務先住所、電話・FAX・メールアドレス
 - (3)退会の日
 - (4)退会の理由
 - (5)その他 退会に際して 必要な事項
- 2 法人会員
- (1)法人名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス
 - (2)代表者(氏名、役職)
 - (3)指定代表者(氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス)
 - (4)事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス)
 - (5)退会の日
 - (6)退会の理由
 - (7)その他 退会に際して必要な事項